

荒砥中学校いじめ防止基本方針

前橋市立荒砥中学校

令和 7 年 7 月

I 荒砥中学校のいじめ対策

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。「荒砥中学校いじめ防止基本方針」は、荒砥中の生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されるものです。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によると、「いじめ」とは「児童等（生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

いじめとは「一方の生徒が、心理的・物理的な影響を与える」行為であり、心身の苦痛を感じさせるものです。たとえ悪口や悪ふざけ、からかい等、暴力を伴わないものであっても、被害を受けた生徒が心を痛めるものであれば、それはいじめと考えます。軽い気持ちや冗談のつもりで言った何気ない一言が相手を傷つけることも少なくありません。また、周囲の無関心さや安易な同調が悪ふざけやからかいを重大ないじめに変容させてしまうこともあります。いじめはどこの学校にでも、どこのクラスにでも、誰にでも起こり得るものです。一人一人の学びを保証し、明るい明日へ確かな足取りで進めることができるよう、危機感を常に持ち、様々な機関と連携して迅速に対応していく必要があります。

2 組織等

【いじめ防止等の対策のための組織】

【生徒指導部会】

生徒指導主事

1学年
生徒指導担当

2学年
生徒指導担当

3学年
生徒指導担当

【運営委員会】

校長・教頭・教務主任
学年主任・事務長

校長・教頭・養護教諭
教育相談・スクールカウンセラー

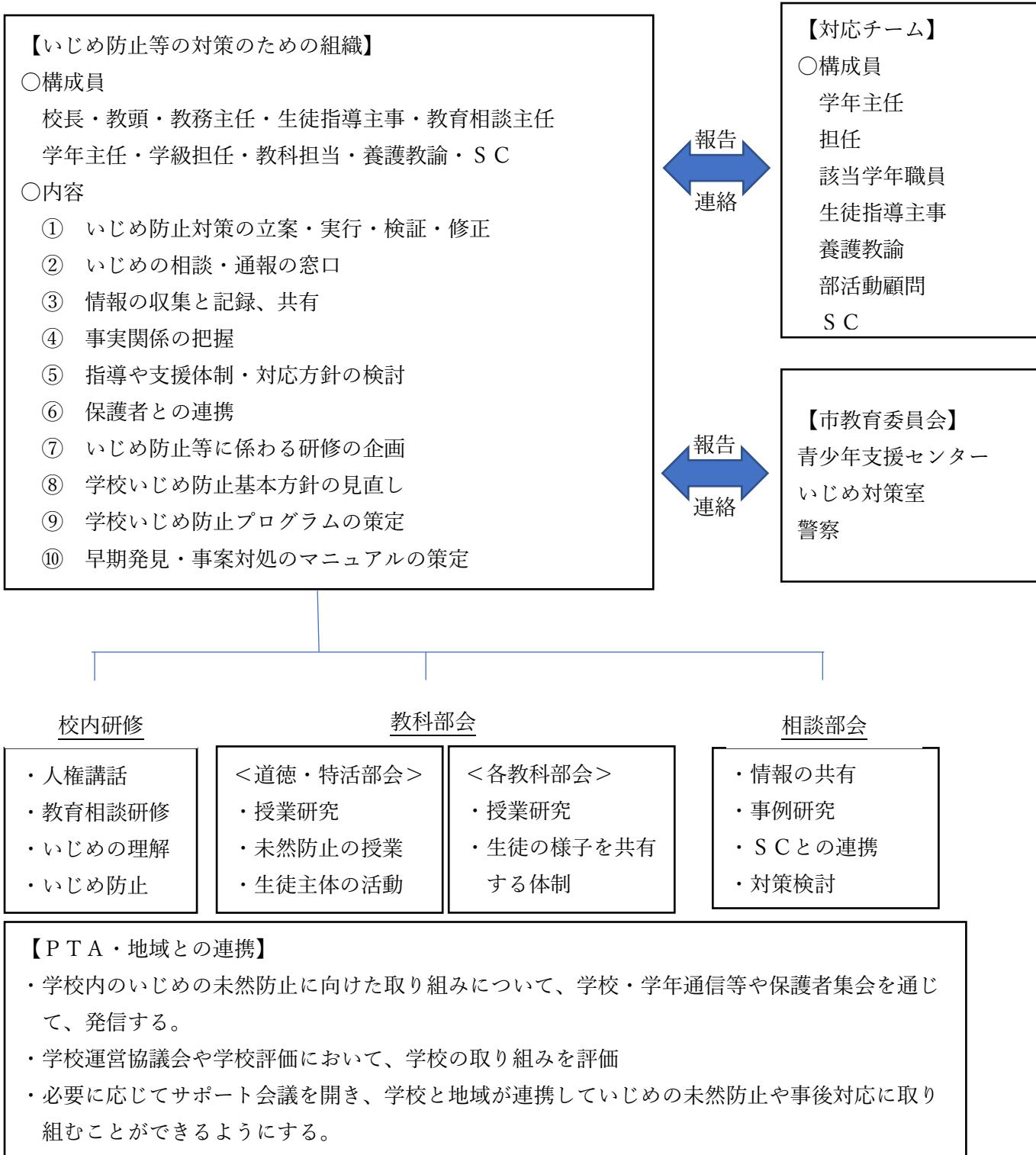
相談・報告

職員…聞き取り

共通理解

連携

青少年支援センター・いじめ対策室子育て支援課・警察署・児童相談所



* 全職員が事案に対する共通理解をもち、組織的に対応する。

* 市教育委員会や関係機関と連携し、いじめ問題への対応を検討し実行する。

II 荒砥中学校の取組

1 「いじめを防ぐ」「いじめを起こさない」取組

(1) 教育活動の充実

- ① 生徒相互の望ましい人間関係を育てる。
- ② 生徒同士が互いの良さを認め合い、相互の力で高め合う集団を育成できるようにする。
- ③ 生徒主体のいじめ防止活動の充実。
- ④ 共感的な理解と心情を受け止める態度で接し、信頼関係を深める。

- ⑤ 道徳を中心に全教科にわたり、他の意見や考えを認め、尊重できるような活動を進める。
- ⑥ 発達にかかわる課題を有する生徒の特性を適切に理解したうえで、一人一人を大切にした指導に当たる。

(2) 研修や啓発活動の充実

- ① 校内研修の充実を図り、「いじめ防止」についての内容を取り入れる。
- ② 警察やスクールロイヤーなどの外部講師を招き、講演会を行うことで、ＩＣＴ機器の使い方（ＳＮＳとの向き合い方やネットいじめを含む）や日頃のいじめにつながりそうな行いを見直し、未然防止に努めるようにする。
- ③ 保護者と連携して、日常的・組織的な支援を行う。
学校通信・学年通信等で互いを認め合い、それぞれの人権を尊重することを伝える。

2 「いじめに気付く」「いじめを見逃さない」取組（早期発見のために）

- ① 生活アンケートを活用して、生徒が抱える問題を把握する。
- ② 日常の観察を細やかに見取り、些細な変化にも気付けるようにする。
- ③ 生活記録などを活用し、生徒の変化や違和感に気付くことができるようとする。
- ④ 全職員で密に連絡を取り合い、組織的に対応する。
- ⑤ 全職員で教育相談体制を整え、多方面から情報を収集する。
- ⑥ 全職員で「からかい」や「ふざけ」が大きなトラブルにつながることを共通理解する。

3 「いじめを解決する」「再びいじめを起こさない」取組

(1) いじめと思われる事態が発生したときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、すぐにその行為を止め、関係する生徒に事情を聞く。（ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除のための措置を取り、生徒・保護者に確認をした上で、被害が広がらないように指導する）
- ② 生徒（アンケートを含む）や保護者等から相談や訴えがあった場合は、関係する生徒の話をしっかりと聞き、被害にあっている生徒の心と体の安全を確保するよう努める。
- ③ いじめ防止対策組織で会議を開き、事実の確認と対応策の検討を行い、共通理解を図る。
- ④ 学年職員を中心に事実関係を把握し、いじめをやめよう指導するとともに、その後の経緯を見守る。

(2) いじめと判断されたときの対応

- ① いじめ防止対策組織を中心として、調査・指導・保護者との連携を行う。
- ② ＳＣや学年職員による生徒及び保護者のケアを行う。
- ③ 被害者生徒の心の痛みに寄り添い、日常生活において細やかに観察して、支援を行う。
事後の経過観察を3か月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ④ 関係諸機関と連携して、いじめ問題に対応する。
- ⑤ 個別サポート会議を実施し、対応を検討して、多方面から支援を行う。

4 「重大事案発生時の対応」

- ① いじめ防止対策組織を中心に関係生徒及び全職員に対する聞き取りをする。
- ② 生徒へのアンケートを実施する。
- ③ 関係生徒の保護者への連絡・対応・説明を行う。
- ④ 市教育委員会への報告を行う。
- ⑤ 市教育委員会と連携して保護者や地域、報道機関等へ対応をする。
- ⑥ 関係生徒及び保護者、他の生徒への対応と心のケアを行う。